

医療情報・システム基盤整備体制充実加算についてのお知らせ

令和6年1月1日より下記の診療報酬点数算定となります。

(令和5年12月31日までは特例措置点数算定)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時のみ）

マイナ保険証を利用しない場合「加算1」4点

マイナ保険証を利用した場合「加算2」2点

※他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、マイナ保険証扱いとし、診療報酬点数が「加算2」の2点となります。

当院はオンライン資格確認を行う体制を有する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関です。

診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。